

# 海砂価格カルテル事件にみる中国独禁法の リーニエンシー制度

A discussion about Leniency Program in China from the case of Sea sand Price-Fixing Cartel

陳 肖盈

中国社会科学院法学研究所ポストドクター

(2013 年 9 月 27 日 受理)

## はじめに

米国、EU、日本など多くの国・地域では、カルテルや談合の発見・処理を容易化する目的でリーニエンシー制度が導入されている。2008 年に制定された中華人民共和国独占禁止法（中華人民共和国主席令第 68 号、以下「独禁法」という）にも先進国の経験を参考にしてリーニエンシー制度が導入されたが、運用するための具体的な規定が制定されず、同制度はいわば開店休業状態であった。

2012 年 2 月 1 日、国家工商行政管理总局（以下「工商总局」という）と国家发展と改革委员会（以下「発改委」という）はそれぞれリーニエンシー制度の基準に関する規定、すなわち、「工商行政管理機関による独占協議行為の禁止に関する規定」（国家工商行政管理总局令第 53 号、以下「工商总局規定」という）と「反価格独占行政執行手続規定」（国家发展と改革委員会令第 8 号、以下「発改委規定」という）を公布した。しかし、当該規定は公布されて以来多くの批判を浴びており<sup>1</sup>、従来、その運用状況はあまり明らかにされてこなかった。

2012 年 12 月、発改委は、公式ウェブサイト<sup>2</sup>において、リーニエンシー制度の適用事例として「海砂価格カルテル事件」の詳細を一般に公開した。当該事件は、リーニエンシー制度を適用したと当局が公式に認めた初のケースであり<sup>3</sup>、大きな注目を浴びている。

本稿では、「海砂価格カルテル事件」を紹介するとともに、中国独禁法のリーニエンシー制度の課題を検証し、米国、EU 及び日本の同制度と比較検討しつつ中国独禁法のリーニエンシー制度の改善点を探りたい。

## 第一 事件の概要

2009 年、広東省における海砂価格は 1 立方メートル 20 元から 1 立方メートル 40 元に急に値上がりした。このような海砂価格の急激な値上りは、そのユーザーである建設会社のコストを引き上げ、ひいては国等の大型基礎設備建設コストの増加をもたらすおそれがあるとして、広東省物価局は、2012 年 2 月、海砂価格の急上昇の原因を調査し始めた。

広東省物価局が調査をした結果、20 余社の海砂会社が「海砂連盟」を結成して、定期的

に海砂採掘費用を協定する<sup>4</sup>により、不当な利益を得ていることが分かった<sup>5</sup>。当該連盟の価格カルテル行為によって、川下にある砂を利用する建設会社のコストが急速に上げられ、広東省の大型建設プロジェクトに大きな影響を与えた。すなわち、海砂価格の上昇により、香港・珠海・マカオをつなぐ人工島の埋め立て工事が当初予定していた建設予算を大幅にオーバーすることとなり、予算不足により工事の完成が大幅に遅れることになった<sup>6</sup>。広東省物価局は、発改委の価格監督検査・独占禁止局の指導の下で、海砂連盟の前記行為は、市場競争を阻害し需要者の利益を不当に侵害する行為である<sup>7</sup>と認定し、独禁法46条に従って、海砂連盟のリーダー企業（以下「組織者」という）<sup>8</sup>と認定された東莞市江海貿易有限会社（以下「東莞海貿易社」という）、広東宝海砂石有限会社（以下「広東宝海砂石社」という）の2社と、主要な不当収益獲得者と見なされる深セン東海世紀情報コンサルティング有限会社（以下「深セン東海世紀情報コンサルティング社」という）の3社に対し、合計75.92万元の制裁金を納付するよう命じた。

ただし、広東宝海砂石は、自動的に参加者の名簿と参加者との通信内容など重要な情報を当局に提供したため、独禁法46条1項<sup>9</sup>に基づいて制裁金の50%が免除され<sup>10</sup>、同社には14万5300元の制裁金が課された。また、東莞海貿易社と深セン東海世紀情報コンサルティング社には、前事業年度売上高の10%に相当する13万4500元および47万9400元の制裁金が課された。

なお、この3社を除く連盟参加の20余社（企業名非公表）については、警告処分とされ制裁金は課されなかった。

## 第二 中国独禁法のリーニエンシー制度の特徴

### 一 中国のリーニエンシー制度の概要

独禁法は、事業者が、自ら独禁法執行機構

に対し、参加する独占的協定（以下「カルテル」という）に関する状況を報告し、かつ重要な証拠を提供した場合には、独禁法執行機構は、当該事業者に対し、処罰を酌量減輕又は免除することができる旨を規定している（46条2項）。

周知のとおり、中国では、独禁法は3機関により分担して運用されている。すなわち、国家商務部<sup>11</sup>は企業結合（中国では、「事業者集中」という）を、工商総局<sup>12</sup>は価格に関係しない独占的協定及び市場支配的地位の濫用行為<sup>13</sup>を、発改委<sup>14</sup>は価格に関する独占的協定及び市場支配的地位の濫用行為<sup>15</sup>を、それぞれ担当している。このうち、カルテル規制機関としては、①価格に関係しないカルテルを管轄する工商総局と、②価格に関係するカルテルを管轄する発改委の2機関がある<sup>16</sup>。この2機関は、それぞれ、リーニエンシー制度に関する規定を公布し、当該基準に基づいてリーニエンシー制度を運用している。

工商総局規定では、状況を報告し、重要な証拠を提出する者に対して、処罰を軽減・免除できる旨定めている（11条、12条）。しかし、同規定は、処罰の免除・軽減は申請の順序、証拠の重要度、カルテルの状況、調査への協力状況を考慮して確定することを定めてはいるが、後述の発改委の基準と比較すると具体性に欠ける。

これに対し、発改委規定は、状況を報告し、重要な証拠を提出する者に対して、処罰を軽減・免除することができると規定するとともに、価格カルテル協議の締結に関する情報と重要な証拠を最初に申告してきた1社に対しては制裁金の全額免除、2番目の申告者に対しては50%以上の制裁金減額、3番目以下の申告者に対しては50%以下の制裁金減額をすると規定しており（14条2項）、工商総局のそれと比較してかなり具体的である。

### 二 米国、EU、日本におけるリーニエンシー制度との比較

#### （一）米国、EU、日本の競争法のリーニエン

## シーア制度

**1 米国反トラスト法のリーニエンシー制度**

米国では、1978年に司法省反トラスト局が「企業に対するリーニエンシー方針」を公表し、世界で初めてリーニエンシー制度を導入した。しかし、1993年までの14年間、リーニエンシー制度の申請を提出したのはただ17社、免除・減免をされた企業もわずか10社<sup>17</sup>で、あまり機能しなかった。そこで、1993年に反トラスト局は、一定の要件<sup>18</sup>を満たせば自動的にリーニエンシーを通用するなどの修正を施した。また、1994年に、最初の情報提供者に対して刑事訴追を免除することを導入した。さらに、リーニエンシー制度の補完として、2番目以下の事業者の罰金を減免する仕組み「アムネスティ・プラス (amnesty plus) 制度」<sup>19</sup>と罰金増額仕組み「ペナルティ・プラス (penalty plus) 制度」<sup>20</sup>が用意されている<sup>21</sup>。

**2 EU競争法のリーニエンシー制度**

欧州委員会は、1996年、「カルテル事件における制裁金の免除または減額に関する告示」を定め、一定の条件に満たせば、カルテルに参加する企業への罰金の減額を認めた。その後、2002年と2006年に、欧州委員会は、次々とリーニエンシー制度の修正を行い、免除・減免条件や申請手続を明確化することやマーカー制度<sup>22</sup>を導入することなど力を入れた。

同告示によれば、欧州委員会が立入検査を行うには十分な証拠を有していない時点で、有効な証拠を最初に提供した事業者には制裁金が全額免除される。また、減免の条件に満たせば、調査開始前と調査開始後によってそれぞれの減免額で制裁金が減免される。すなわち、調査開始前 (Before Investigation) の場合、1番目、2番目と3番目の申告者に対して、それぞれ100%、30%～50%と20%～30%が減免されるが、調査開始後 (Investigation-Face) の場合、1番目、2番目と3番目の申告者に対して、

それぞれ30%～100%、20%～30%と20%以下が減免される。なお、申告者数の制限がなく、100%から、それぞれの減免率で減額されることになっている。

## 3 日本の課徴金減免制度

日本の課徴金減免制度は、2005年の独禁法改正により2006年1月から実施されたものである。同制度を規定する7条の2は、2009年に一部改正され、課徴金減免の対象事業者、減免内容や申請手続などについて詳細を定めている。課徴金<sup>23</sup>の減免内容は、公正取引委員会へ違反行為を報告した順位によって異なる。公正取引委員会調査開始前の場合、1番目、2番目と3番目に違反行為に係る報告を行った事業者は、それぞれ課徴金が100%、50%と30%が減額される。また、調査開始前に、公正取引委員会が未だ把握していない内容について報告を行った4番目と5番目の事業者も、課徴金の30%が減額される。一方、公正取引委員会が調査開始後20日以内に違反行為に係る報告を行った事業者（ただし、調査開始前に違反行為に係る報告を行った事業者と合わせて最大5社まで）は、課徴金の30%が減額される。なお、最初の報告者（すなわち、課徴金全額免除された事業者）に対しては、刑事告発の対象からも除外される<sup>24</sup>。しかし、事業者が、①内容が虚偽の報告等を行った場合、②公正取引委員会から求められた報告をしなかった場合、③他の事業者に違反行為を強要している場合、④他の事業者が違反行為を止めることを妨害していた場合には、課徴金の減免を受けることはできない（7条の2第17項）。

日本の課徴金制度の最大の特徴は、課徴金の算定について公正取引委員会の裁量が一切認められていないことである。

## (二) 中国リーニエンシー制度の特徴

中国リーニエンシー制度の特徴を、米国、EU、日本のそれと比較すると、以下のとおりである。

## 1 対象違反行為

中国リーニエンシー制度の対象違反行為は、米国、EU、日本と同様に、水平的協定に限られている。

## 2 執行機関

リーニエンシー制度は、競争当局のカルテル規制機関により運用されており、米国では司法省、EUは欧州委員会、日本は公正取引委員会、中国は発改委および工商総局の2機関である。

## 3 申請の条件

米国、EUと日本では、①単独であること、②調査開始時までに違反行為をやめていること、③申請後も競争当局の調査に協力することを申請条件としていることが共通である。一方、中国では、発改委規定と工商総局規定では、リーニエンシーを申請するためには、①自主的に独禁法執行部門にその状況を報告する、②重要な証拠を提出することが条件とのみされており、米国、EUと日本のように、違反行為の中止や調査協力義務が要求されていない。

## 4 全額免除の対象者

リーニエンシー制度の最初の申請者に対しては、カルテルに制裁金・課徴金が適用されるEU、日本、中国等ではこれが免除され、カルテルに刑事罰が規定されている米国、日本等では刑事訴追が免除される。

「最初の申請者」に該当するための条件は、米国、EU、日本とも、「競争当局が調査を開始する前」を挙げているが、中国では、こうした制限は設けられていない。つまり、中国では、競争当局が調査を開始した後であっても、最初の申請者であれば制裁金の全額免除を受けられるところに特徴がある。

## 5 減免対象者数と減額率

制裁金・課徴金の減免が受けられる事業者

数は、日本は最大5社まで（ただし、調査開始後は3社まで）と定められているが、EUと中国は事業者数の定めはない。

また、制裁金の減額率は、EU、日本とも競争当局の調査開始前後と順位で異なっているが、中国では申請の順位でのみ異なるところに特徴がある。

なお、減額率の適用について、EU、中国は競争当局の裁量を認めているが、日本では公正取引委員会の裁量は認められていない。

## 6 適用除外

米国、EU、日本は、他の事業者に対し違反行為を強要したまたは他の事業者が違反行為をやめることを妨害した事業者はリーニエンシー制度の適用除外としている。一方、発改委規定では、このような適用除外規定は特に設けられておらず、また、工商総局規定では、独占的協定の組織者についてはリーニエンシー制度の適用除外とする旨の規定が設けられている、というように中国国内でも統一が取れていない。

## 第三 「海砂価格カルテル事件」にみる リーニエンシー制度適用の問題点

本件では、カルテル参加者のうちの1社が自主的に当局に重要な情報を提供したため、リーニエンシー制度が適用され、制裁金が50%減額されたものである。前述のとおり、中国では、今までリーニエンシー制度の運用について公開されてこなかったが、本件については当局が自局ウェブサイドで概要を公表したものであり、大きな注目を浴びているが、それでも事件の内容やリーニエンシー制度を具体的にどのように適用したのかといった具体的な情報は未公表のままである。

しかし、今回の情報公開により、中国リーニエンシー制度が運用上の進歩がいくつかが見えてきた。それは、第一に、「重要な証拠」の内容が少し明確化したことである。当局の公表文によれば、「广东宝海砂石社は事業者間

の書面協議、参加者の名簿と参加者間通信の内容を提供した」とあり、事業者間で協議した内容を示す文書、参加者の名簿、参加者間で交わしたメール等が「重要な証拠」であることが判明し、少しヒントをもらうことができた。第二に、発改委が、今回海砂価格カルテル事件を一般公開することにより、リーニエンシー制度運用上の透明度が少し高まったことである。中国では、前記のとおり、リーニエンシー制度の申請手続等が不明確で、かつ運用状況も公表されなかつたため、同制度がどのように運用されているかが良く分からなかつたが、今回の海砂事件で、これら問題点が多少解消したと思われるが未だ情報公開が不十分であることは前述のとおりである。

さらに、残された問題点も以下のとおり少くない。

#### 問題1：制裁金の50%減額について

発改委規定14条2項によれば、リーニエンシー制度の最初の申請者は制裁金が全額免除されるが、今回の海砂事件では、リーニエンシー制度を申請した唯一の事業者であるとみられる广东宝海砂石社は制裁金を全額減免されず、50%の減額にとどまつた。この点について、関係者<sup>25</sup>は、广东宝海砂石が提供した情報がそれほど重要な証拠ではないため50%の減免しか認められなかつたと解釈しているが、理由は不明である。

独禁法46条2項は、事業者が自主的に独禁法執行機構に独占的協定の達成関連状況を報告し、かつ重要な証拠を提供する場合、独禁法執行機構は当該事業者に対して処罰を酌量減輕又は免除することができる規定している。したがつて、本件における广东宝海砂石社に対する減額率が妥当であったかどうかを判断するとき、それが「重要な証拠」に該当しなかつたためなのか、それとも当局の「酌量」によるものなのかを検討してみたい。

まず、「重要な証拠」についてであるが、発改委規定14条3項では、リーニエンシー制度を申請する事業者が提出すべき「重要な証

拠」は、「政府価格主管部門が価格カルテル協定を認定することができる肝心な証拠である」と定義している。しかし、これはあまりに抽象的であり、「重要な証拠」の詳細（具体的な種類等）についての説明がない。したがつて、前記関係者が言う「それほど重要な証拠ではなかつた」かどうかを判断することはできない。

第二に、中国のリーニエンシー制度では制裁金の減額率について当局の裁量幅が大きく、これが本件广东宝海砂石社の減額率に影響を与えた可能性が高い。すなわち、発改委規定14条2項は、「減額率」について「50%以上の減額」とか「50%以下の減額」というように執行機関に大幅な裁量権を与えているからである。

なお、日本のリーニエンシー制度は、前記のとおり、課徴金の減額率について執行機関の裁量は一切認められていないので、このような不明確な処理が行われることはないと。

#### 問題2：組織者に対するリーニエンシー制度適用について

前記广东宝海砂石社は本件カルテルの組織者でもある。工商総局規定20条2項は、独占的協定の組織者はリーニエンシー制度の適用除外とすると定めているが、前記のとおり、発改委規定にはこのような定めはない。本件の処理結果をみると、発改委は独占的協定の組織者に対するリーニエンシー制度の適用について、独自の判断基準を有しているかもしれない。いずれにしても、組織者をリーニエンシー制度の適用除外とするかどうかという重要な事項について、同じ国の競争当局（工商総局と発改委）間で取り扱いが異なるというのは問題がある。

#### 問題3：処罰対象について

20余社もの事業者がこのカルテルに参加しているにも関わらず、処罰されたのはたつたの3社で、その他の17事業者に対しては警告が行われたにすぎない。なにゆえこのような

取扱いがなされたのか、当局からその説明は一切なされていない。つまり、リーニエンシー制度の運用状況が未だ不十分であるという問題がある。

#### 第四 中国のリーニエンシー制度の改善の方向

以上、中国のリーニエンシー制度の特徴と運用状況と問題点を検討してきたが、運用の透明性等の面で一步前進の感があるが、未だ問題点も少なくないことが明らかになった。以下では、米国、EU、日本等のリーニエンシー制度と比較しながら、中国のリーニエンシー制度の改善すべき方向を提言したいと思う。

##### 一 運用状況の公開

冒頭にも述べたとおり、現在中国では、リーニエンシー制度の運用状況があまり公開されていない。執行機関の運用状況は可能な限り公開すべきであり、米国、EU、日本の競争当局は、競争法の運用状況に関する情報公開に努めている。とりわけ、日本の公正取引委員会は、課徴金減免制度の適用企業名もホームページで公開している<sup>26</sup>。したがって、中国においても、リーニエンシー制度の運用状況をもっと公開すれば、それが行政の公平性を確保することができるし、同制度の普及にも役立つと思われ、さらに、違法なカルテルの抑止にも資すると考えられる。

##### 二 執行機関の統一化

中国では、前記のとおり、リーニエンシー制度は工商総局と発改委という異なる2機関によって運用されており、どの機関がどの事件を分担するかが不明確で、かつ両機関の調整・連携も十分でないようである。また、両機関が独自の判断で異なる基準を制定し、これに基づいて運用がなされており、運用の統一性が取れていない。このことは、いずれの機関の担当になるかどうかで、処理結果が異なることを意味するが、これは行政の公平性

の観点から問題がある。したがって、執行機関の統一化が必要であるが実現性は少ないと思われるが、当面は、両機関が十分な調整・連携とともに、運用基準を統一化することにより、リーニエンシー制度の運用適正化を図る必要があると思う。

##### 三 具体的な細則基準の制定の必要性

現行のリーニエンシー制度の細則基準は、どのような証拠が重要な証拠に該当するのか、どのように最初の申請者と判断するなど具体的ではなく、このことが同制度の適正な運用を妨げているように思われるが、早急に具体的な運用細則を制定する必要がある。少なくとも、調査開始前と調査開始後とで減額率を同じにしているのは早急に改める必要がある。調査開始後の申請でも、減額率が開始前のそれと同じであれば、事業者はリスクを侵して調査開始前に申請するインセンティブは小さくなり、カルテルの摘発率を高めるというリーニエンシー制度のねらいを実現することはできないだろう。したがって、EUや日本のように、調査開始前と調査開始後に分け、調査開始前の申請を優遇するような仕組みを導入する必要がある。

また、中国でも、EUや日本で行われているように、リーニエンシー制度を申請する際に、違反行為を取り止めているという条件やリーニエンシー制度の申請者に対し申請後、競争当局の調査に全面的に協力する義務を課す必要がある。

このほか、米国の「ペナルティ・プラス制度」や日本の「加算制度」を導入すれば、違反行為者に対する威嚇力が大きくなり、さらに抑止力を強めることができるよう思う。

##### 四 執行機関の裁量権の縮小化

前述のとおり、中国のリーニエンシー制度は、制裁金の適用基準について明確な基準がなく、執行機関に大きな自由裁量権を認めているが、これでは事業者にとって、減免の結果を予知することが難しく、リーニエンシー

制度の利用を難しくしているように思われる<sup>27</sup>。日本のように、公正取引委員会に課徴金の算定につき裁量を一切認めないことも考えられるが、これは返って事業者の抵抗を強め、事件処理を遅らせているという面もあると指摘されている<sup>28</sup>。したがって、制裁金の適用基準を明確にしたうえで、競争当局にある程度裁量の余地を与えるのが適当であると思う。

## 最後に

前記のとおり、中国のリニエンシー制度は、運用が開始されたのが僅か2年前の2011年であり、米国、EU、日本よりも経験不足で、不十分な点があるのは仕方がない。今後は、EUや日本のリニエンシー制度の経験を参考にして改善していくことが期待されている。

## 注

- 1 例えば、畢金平は「中国の独占禁止法リニエンシー制度に関する研究」(安徽大学博士論文、2010年7月、177－183頁)において、適用条件が不明確であること、手続規定が不十分であること、独占禁止法施行機関の自由裁量権が大きすぎることなどを、また、薛嵩は「独占禁止法のリニエンシー制度について」(中国競争法網、2009年11月)において、実際に運用するには欠陥があると指摘している。
- 2 [http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/t20121026\\_510834.htm](http://jjs.ndrc.gov.cn/gzdt/t20121026_510834.htm)
- 3 今まで、リニエンシー制度が適用されたと思われるケースは、2009年のビーフンカルテル事件、2010年のトウモロコシ事件等がある。
- 4 海砂連盟は2010年11月、2011年4月、8月と11月に、四回に渡り「調整会議」を開き、海砂採掘費用を1立方メートル5元から、それぞれ11元、13元、15元と13元に調整

しました。それにより、海砂の市場価格は1立方メートル20元から、最高41元に値上げした。

### 5 同前注2。

- 6 「広東省が海砂価格カルテル事件を調査する」、中国競争法律政策網、2012年10月 <http://cclp.sjtu.edu.cn/article/?NewsID=3342>

### 7 同前注6。

- 8 日本独占禁止法7条の2第8項1号の「当該違反行為をすることを企て(た者)」と同趣旨と解される。

9 本法の規定に違反し、独占的協定を締結し且つ実行した事業者に対して、独占禁止法執行機構は、違法行為停止命令を発し、違法所得を没収し、且つ前年度の販売高の1%以上10%以下の制裁金を課す。締結した独占的協定まだ実行されていない場合は、50万元以下の制裁金を課すことができる。

- 10 すなわち、前年度売上高10%を課すべきところ、広東宝海砂石に対しては前年度販売高の5%しか課さなかった。

11 実際の運用は「反独占局」が担当している。

- 12 実際の運用は「反独占反不正等競争法執行局」が担当している。

13 工商总局「主要職責・内部機構と人員編制に関する規定」(2008年7月公布)の二(六)・三(三)。

- 14 実際の運用は「価格監督検査反独占局」が担当している。

15 発展改革委「主要職責・内部機構と人員編制に関する規定」(2008年7月公布)の二(三)・三(二十三)。

- 16 一つに事件は、同時に価格に関係する要素と価格に関係しない要素を含む場合、どの部分によって管轄権を行われるかは未だに明確にしていない。

17 金美蓉「核心カルテル規制制度に関する研究」、対外経済貿易出版社、2009年、115頁。

- 18 「一定の条件」とは、①最初の情報提供者であること、②情報提供時に反トラスト局が起訴をするのに十分な証拠を有していないこと、③違反行為に気付いた時点で直ちに

- 同行為を取りやめること、④反トラスト局の捜査に全面的な協力をすること、⑤事業者として情報を提供すること、⑥他社を違法行為に参加するように強制し、違法行為をリードしていないことである。
- 19 「アムネスティ・プラス制度」とは、あるカルテル事件に関してリーニエンシー申請は認められなかったが、別の関連市場で実施されたカルテルに関してのリーニエンシー申請が1番目であった場合、別の関連市場での協力が考慮され、最初のカルテル事件に関しても量刑の軽減を受けることができる仕組みである（木目田裕「米国反トラスト法の動向」（『日本貿易会月報告』、No.713、2013年4月号、25頁））。
- 20 「ペナルティ・プラス制度」は、「アムネスティ・プラス制度」を活用することが可能であったにも関わらずそれを怠った場合は、それを「悪意要因」と捉えて当該事業者に対する罰金を増額できるという仕組みである（鈴木満、「日本の課徴金減免制度の現状と特徴」（横浜弁護士会刊、『専門実務研究』第7号、2013年3月、4頁））。すなわち、捜査対象となっているカルテル（第1事件）の対象商品・役務以外の商品・役務におけるカルテル（第2事件）の存在を知りながら、この第2事件の違法行為を司法省へ自主申告しなかった場合に、後日、その違法行為が発覚した際には、第2事件の量刑において司法省が罰金の加算要因とするもの（「競争法の国際的な執行に関する研究会中間報告」（平成20年6月経済産業省）13頁）。
- 21 鈴木満、「日本の課徴金減免制度の現状と特徴」（横浜弁護士会刊、『専門実務研究』第7号、2013年3月、4頁）。
- 22 「マーカー制度」とは、不十分な証拠しか提出できない段階であっても、詳細な証拠リストを提出することによってリーニエンシーの申請を行い得る仕組みである（前註21、5頁）。
- 23 日本の課徴金制度は、1977年独占禁止法の改正により導入されたものである。同制度は、1991年、2005年および2009年の改正により、「対価にかかるカルテル」、「供給量または購入量、市場占拠率、取引の相手方を実質的に制限することにより対価に影響することとなるカルテル」、「供給量または購入量、市場占拠率、取引の相手方を実質的に制限することにより対価に影響することとなる支配型私的独占」、「排除型私的独占」、「共同供給拒絶」、「差別対価」、「不当廉売」、「再販売価格の拘束」および「優越的地位の濫用」を対象違反行為に拡充した。また、2005年の改正により、①公正取引委員会が立入検査を開始した時点から遡って10年以内に課徴金納付命令を命じられ、再度、違反行為を行った事業者（ただし、事業者団体の構成事業者として課徴金納付命令を受けた事業者等は除かれる）、②カルテルに主導的な役割を果たした事業者に対しては通常の1.5倍の課徴金が、また、①および②の双方に該当する事業者に対しては同2倍の課徴金が、それぞれ課される（7条の2第7・8・9項）。
- 24 公正取引委員会は、2005年10月に公表した「告発・犯則調査運用方針」で、最初の申請事業者およびその役員・従業員に対しては刑事告発を行わないことを約束している。また、法務・検査当局も、公正取引委員会の告発がない場合には起訴しない方針を明らかにしている（2005年4月19日参議院経済産業委員会での法務省刑事局長答弁）。
- 25 2012年12月13日 李清 北京大学での講演内容による。
- 26 前注21、10頁。
- 27 李昊「独占禁止リーニエンシー制度及び中国化」、『研究生法学』、2010年、2頁。
- 28 同前注21、15頁。